

丁番袖の斐ちる人暮給の患者の療養費中該外既否」暴言す

患審外題をる費用（醫察費）並に対處す請求する旨請書送  
正・論議患者の如處心が應時回復外を以て

ふゆの本也

發來十日間及土十正制間の薬膳頭髮割間藥膳多願要者外留  
四・其内幾處十神間過多過重頭膏移者外留

量を餘る者も亦へ困難○知悉外也

古也ふまつてア國農民夫婦年入頭骨金、寒越耕起失割米鹽の  
腰至賃金等皆餘氏至頃、參節難途ノ正・六管難暦尋遠支

三・疊卦資金壹圓者歸立さ外久

二・賞金壹圓者前引舊者外久

一・暴死泊否無事以て其失意頭動其骨せひ惡習多殊懲戒外

財團人協調會福岡出張所

- 六、傷害扶助料を支給すべきものには即時之を支給されたし  
扶助料を支給すべき身体障害就夫に對して療養の打切後故  
意に二十日三十日の長月日之を曠昧に放任して扶助義務を  
履行せざる事例多し
- 七、大納屋制度を即時撤廃されたし
- 八、水年勧積賞與支給を制定されたし
- 五年未滿二十日分或年未滿二十五日分參年未滿三十日分五  
年未滿四十五日分五年以上は壹年を増す年に十日分を増す  
九、解雇者は兼告手當歸國旅費（辦當料を含む）を解雇と同  
時に支給し歸國旅費は家族にも之を及ぼされたし
- 十、賃貸料金を半減せられたし
- 十一、住宅の空は年二回改善されたし
- 十二、強制積立金を廢止されたし